

○島田市景観条例

平成25年9月30日

条例第34号

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 景観計画及び景観重点地区（第7条・第8条）
- 第3章 行為の制限に関する事項（第9条—第12条）
- 第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木（第13条—第20条）
- 第5章 表彰及び助成等（第21条・第22条）
- 第6章 島田市景観審議会（第23条—第27条）
- 第7章 雜則（第28条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市における良好な景観の形成を促進するため、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行その他良好な景観の形成の促進に関し必要な事項を定めることにより、美しく風格のある地域の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって市民生活の向上及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 本市の良好な景観は、大井川、牧之原台地等の豊かな自然環境、蓬萊橋等の歴史資産並びに人々の営みの積重ねによって育まれた田園及び市街地が調和して形成されるもので、現在の市民が先人から承継したかけがえのない財産であり、将来の市民が承継することができるよう永く持続するものでなければならない。

- 2 景観の整備及び保全は、良好な景観を維持するとともに、新たに良好な景観を創出し、都市と豊かな自然と人々の生活とが調和した心地良さを感じ続けられる地域を形成するために行われなければならない。
- 3 景観の整備及び保全は、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。
- 4 景観の整備及び保全は、地域の活性化に資するよう、市、市民及び事業者が連携

し、その形成に向けて一体的に取組がなされなければならない。

(定義)

第3条 この条例において使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(市の責務)

第4条 市は、第2条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、良好な景観の形成の促進を図るため、総合的な施策を策定し、これを計画的に実施しなければならない。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、市民又は事業者の意見等が十分に反映されるよう努めるものとする。

3 市は、良好な景観の形成に関する知識の普及及び意識の高揚を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

第2章 景観計画及び景観重点地区

(景観計画)

第7条 市長は、法第8条第1項の良好な景観の形成に関する計画（以下「景観計画」という。）に同条第2項各号に定める事項のほか、良好な景観の形成に関し必要な事項を定めることができる。

2 市長は、景観計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、第23条の島田市景観審議会の意見を聴くものとする。

(景観計画重点地区)

第8条 市長は、景観計画において、地域の特性にふさわしい良好な景観を形成するために特に重点的に取り組む必要があると認める地区を景観計画重点地区（以下「重点地区」という。）として定めることができる。

2 市長は、前項の規定により重点地区を定めたときは、当該重点地区における法第8条第2項第2号の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項について、重点地区ごとに定めることができる。

3 市長は、第1項の規定により重点地区を定めたときは、当該重点地区における良好な景観の形成を図るために必要な施策を実施するものとする。

第3章 行為の制限に関する事項

(届出の対象とならない行為)

第9条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 法第16条第1項第1号又は第2号の届出をする行為（同号の届出をする行為にあっては、規則で定める工作物に係る行為に限る。）であって、規則で定めるもの

(2) 法第16条第1項第3号の届出をする行為
(行為の完了の届出)

第10条 法第16条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為が完了したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(特定届出対象行為)

第11条 法第17条第1項に規定する条例で定める行為は、法第16条第1項第1号又は第2号の届出をする行為とする。

(特定届出対象行為に係る必要措置命令の手続)

第12条 市長は、法第17条第1項又は第5項の規定により必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ、第23条の島田市景観審議会の意見を聴くものとする。

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木

(景観重要建造物の指定等の手続)

第13条 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物の指定をしようとするときは、あらかじめ、第23条の島田市景観審議会の意見を聴くものとする。

2 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物の指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を告示するものとする。

3 前2項の規定は、法第27条第1項又は第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除について準用する。

(景観重要建造物に係る原状回復命令等の手続)

第14条 市長は、法第23条第1項の規定により原状回復を命じ、又はこれに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命じようとするときは、あらかじめ、第23条の島田市景観審議会の意見を聞くものとする。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第15条 法第25条第2項の規定により条例で定める景観重要建造物の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 当該景観重要建造物に消火栓、消火器その他の消防設備を設けること。
- (2) 当該景観重要建造物の滅失を防ぐため、その敷地、構造及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第3号に規定する建築設備の状況を定期的に点検すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準として規則で定めるもの

(景観重要建造物の管理に係る必要措置命令等の手続)

第16条 市長は、法第26条の規定により必要な措置を命じ、又は勧告しようとするときは、あらかじめ、第23条の島田市景観審議会の意見を聞くものとする。

(景観重要樹木の指定の手続)

第17条 市長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ、第23条の島田市景観審議会の意見を聞くものとする。

- 2 市長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木の指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を告示するものとする。
- 3 前2項の規定は、法第35条第1項又は第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。

(景観重要樹木に係る原状回復命令等の手続)

第18条 市長は、法第32条第1項において準用する法第23条第1項の規定により原状回復を命じ、又はこれに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命じようとするときは、あらかじめ、第23条の島田市景観審議会の意見を聞くものとする。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第19条 法第33条第2項の規定により条例で定める景観重要樹木の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 当該景観重要樹木のせん定その他の適切な管理を行うこと。
- (2) 当該景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病害虫の駆除その他の措置を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要樹木の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準として規則で定めるもの
(景観重要樹木の管理に係る必要措置命令等の手続)

第20条 市長は、法第34条の規定により必要な措置を命じ、又は勧告しようとするときは、あらかじめ、第23条の島田市景観審議会の意見を聴くものとする。

第5章 表彰及び助成等

(表彰)

第21条 市長は、良好な景観の形成に寄与すると認める建築物及び工作物の所有者、設計者その他の関係者を表彰することができる。

2 市長は、前項の規定によるもののほか、良好な景観の形成に著しく寄与すると認める個人又は団体を表彰することができる。

(助成等)

第22条 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者又は占有者及び良好な景観の形成に寄与すると認める活動を行っている個人又は団体に対し、予算の範囲内において、当該活動に要する費用の一部を助成し、又は必要な技術的援助を行うことができる。

第6章 島田市景観審議会

(設置)

第23条 良好的な景観の形成の円滑な推進を図るため、島田市景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第24条 審議会は、この条例に規定するもののほか、市長の諮問に応じ、景観の形成の推進を図るための重要な事項について調査審議する。

(組織)

第25条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員等の委嘱)

第26条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市民
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適當と認める者

2 臨時委員は、学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期等)

第27条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第7章 雜則

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、平成25年10月1日から施行する。

(適用)

2 第7条第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に景観計画を定め、又はこれを変更しようとするときから適用する。

(準備行為)

3 景観計画において、法第8条第2項各号に定める事項のほか、良好な景観の形成に関し必要な事項を定める行為若しくは重点地区を定め、若しくは当該重点地区における同項第3号の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項を定める行為又はこれらを変更する行為は、施行日前においても行うことができる。